

補助事業の目的

- ✓ 他事業による各開催地・MICE施設の魅力向上のための取組を実際の誘致案件獲得に活かすため、コンベンションビューロー・DMO・MICE誘致に取り組む地域協議体主導による海外リード開発等を支援するもの。

支援内容

海外MICEイベント出展支援

MICEイベントの例

- ICCA総会
- IMEX Frankfurt (5月フランクフルト)
- IMEX America (10月ラスベガス)
- IBTM World (12月バルセロナ)
- AIME (2月メルボルン)



海外MICEイベントに付随する下記についても令和7年度から対象とします。

- 海外のMICE事業者（コアPCO、旅行者等）への営業活動
- 先進的な海外MICE地域への視察
- その他リード開発 等

■ **補助対象者**：コンベンションビューロー（以下CB）・DMO及び連携して取り組む地域関係者（施設・ホテル等）

- ✓ 令和7年度より、**CBのみならず地域関係者（施設・ホテル等）の取組も対象**

※申請主体はCB・DMO・MICEに取り組む地域協議体とします。（地域関係者のみで申請主体となることはできません）

■ **補助率**：1/2（上限300万円）

※JNTOが主催または共同出展する際の**出展料は経費対象外**

JNTOが出展するイベントに**CBが独自に出展する場合や各自治体主催する商談会等は対象外**

※本補助金の主旨をご理解いただいた上で、目的、行程については主旨に沿ったものとなるようご検討いただき、必ず成果・結果などをご報告いただきますようお願い致します。また、効率的な経費の実施を心がけてください。

※応募状況によっては申請されたもののうち一部の事業のみ採択する可能性があります。

コンベンションビューロー等のMICE誘致体制強化事業フロー



※関係書類については事業終了後の翌年度から5年間保存

コンベンションビュロー等のMICE誘致体制強化事業 応募期間等

応募期間

応募期間：令和7年3月6日（木）～令和7年4月3日（木）15時必着

運用開始期限

会計年度末（令和8年3月）までに自己評価（応募要領参照）を実施できるよう、本事業による環境整備を行ったうえで、運用を開始してください。

提出書類

- 応募要領で指定する様式の「MICE誘致体制強化事業計画」
- 補助対象経費の算出基礎となる見積書などの資料（複数の事業者からの見積書必要）
- 地方公共団体等の補助（予定）額等を確認できる資料
- その他審査をする上で必要となる資料（遵守すべき旅費規程・CBの組織体制が分かる資料）
※旅費規程等がない場合は、個別にご連絡ください。

注意事項

- 本補助金の交付対象となる経費は、以下のAからCの条件すべてを満たす経費とします。
 - A. 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
 - B. 補助金交付決定後に、契約・発注により発生した経費
 - C. 証拠書類・見積書等によって契約・支払金額が確認できる経費
- 国（独立行政法人を含む。以下同じ。）による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、及び交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象とはなりません。ただし、交付の可能性があったものの、交付を受けないものとなったものについては本補助金の対象となる可能性があります。
- 国からの補助とは別に地方公共団体からの補助金を受けることは可能です（補助金等の財源が国費である場合を除きます）。
- 補助事業に関する書類については、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間、管理・保存しなければなりません。